

京都市教育委員会職員住宅使用規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年9月9日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第2号

京都市教育委員会職員住宅使用規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会職員住宅使用規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

職員住宅の名称	所管校長
雲ヶ畑小学校職員住宅	雲ヶ畑小学校長
花背小学校職員住宅第1棟	花背小学校長
花背小学校職員住宅第2棟	
花背小学校職員住宅第3棟	
花背小学校職員住宅第4棟	
花背小学校職員住宅第5棟	
花背中学校職員住宅第1棟	花背中学校長
花背中学校職員住宅第2棟	
水尾小学校職員住宅	嵯峨小学校長
宕陰小学校職員住宅第1棟	宕陰小学校長

宕陰小学校職員住宅第2棟	
宕陰小学校職員住宅第3棟	
宕陰小学校職員住宅第4棟	
京北第一小学校職員住宅第1棟	京北第一小学校長
京北第一小学校職員住宅第2棟	
周山中学校職員住宅第1棟	周山中学校長
周山中学校職員住宅第2棟	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教育環境整備室)